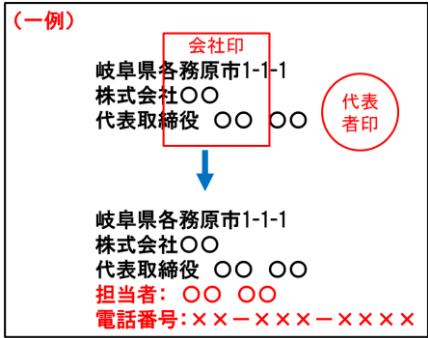


【一部の提出書類における押印省略について】

契約に係る提出書類の一部において、押印の省略が可能となります。

- 社会情勢に合わせ、航空自衛隊岐阜基地の契約に係る提出書類の一部について、押印省略で提出を認めることとしました。
- 押印省略での提出が可能となる書類名とその条件は、下表のとおりです。※1
- 押印省略は義務ではありません。
デメリットもご理解頂き、ご判断下さい。※2

【押印省略が可能となる書類名】

提出書類名	押印省略	押印を省略する場合
請求書※3	可	<p>(継続的な取引関係にある事業者様)</p> <p>提出書類に代表者名及び提出担当者氏名(代表者と同一の場合は不要)、電話番号を記載していること。(なお、必要に応じて電話等により書類内容の確認を行うことがあります。)</p> <p>(新規に取引関係に入る事業者様)</p> <p>上記に加え、本人確認情報として身分証明書(運転免許証等)の提示及び写しを保管させていただきます場合があります。</p>
入札書・委任状	可	
請求書	可	
納品書	可	
見積書、下見積書(市価調査表)、受領書、業務完了報告書、各種申請書類(同等品確認申請書等)	可	<p>(一例)</p> 
契約書、変更契約書	不可	
修理契約覚書	不可	
協議書、覚書	不可	

- ※1 : 他の提出書類についても、押印省略を可とすべく、随時見直しを実施いたします。
- ※2 : 押印省略の場合は捨印が使えなくなるため、書類に誤記等があった場合は、再提出をお願いすることがあります。
- ※3 : 請求書の押印省略する際は、収入印紙の消印は署名でお願いいたします。

問い合わせ先
航空自衛隊第2補給処業務部会計課
〒504-8701 岐阜県各務原市那加官有地
TEL 058-382-1101 (内線2884又は2885)
FAX 058-382-3396